

自転車に乗るときは、交通ルールを正しく理解して、安全運転に努めましょう!!

生徒用

自転車の交通違反に青切符が適用!!

主な違反と反則金

令和8年4月1日から

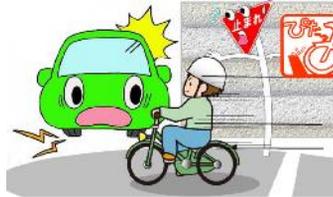
スマホ等のながら運転
反則金 12,000円



信号無視
反則金 6,000円
(※点滅信号は5,000円)



指定場所一時不停止
反則金 5,000円



右側通行(通行区分違反)
反則金 6,000円



傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転
(公安委員会遵守事項違反)

反則金 5,000円



遮断踏切立入り

反則金 7,000円



並進

反則金 3,000円



無灯火運転

反則金 5,000円



16歳以上が対象

ここから確認を→



警察庁ホームページ
二次元コード

【愛知県警ホームページ「令和8年4月1日 道路交通法改正チラシ」より】

ヘルメットを着用しよう!

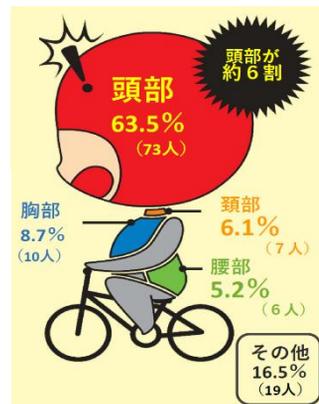
ヘルメットを着用していれば
助かる命が数多くあります。

ヘルメット着用時と非着用時の致死率の比較(R2~R6)



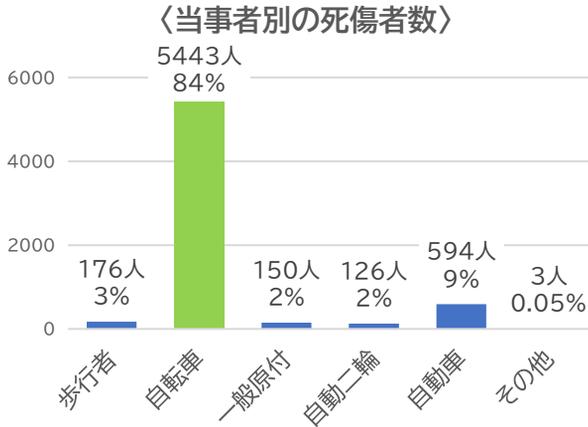
【愛知県警ホームページ「ヘルメット着用啓発チラシ」より】

県内自転車死者の負傷主部位構成率(R2~R6)

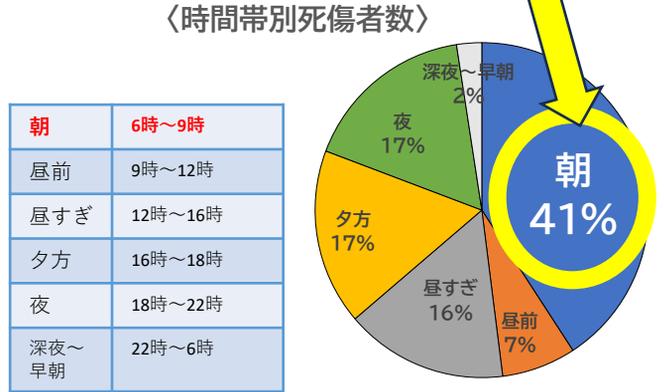


大切な「いのち」を交通事故から守る

高校生が死傷する交通事故の
8割以上が自転車乗車中!



朝(6時~9時)の事故が**4割超**



【愛知県警ホームページ「過去5年間(令和2年~6年)の高校生の交通事故データ」より】

交通事故に遭った時の対応

<被害者となった場合>

- ①警察・保護者・学校への連絡
- ②相手の住所、名前、連絡先、車両ナンバーなどを確認
- ③医師の診断を受ける

<加害者となった場合>

- ①直ちに運転を中止(止まる)
- ②負傷者の救護(助ける)
- ③警察への届出(届け出る)
- ④車両の移動など、現場で必要な措置をとる
- ⑤相手の住所、名前、連絡先などを確認する

自転車事故の加害者の責任

・刑事上の責任

「重過失致死傷罪」等に問われる

「罰金以上の刑」によって免許を与えられないことがある。
(医師、看護師、薬剤師、栄養士 等)

「拘禁刑以上の刑」によって資格を与えられないことがある。
(教育職員、弁護士、裁判官 等)

・民事上の責任

損害賠償金の支払い

<高校生が加害者となった高額損害賠償例>

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突して、男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失)が残った。

賠償額
9,266万円

・道義的な責任

被害者へ誠実に謝罪し、見舞い償う

・行政上の責任

悪質な自転車事故を起こした自転車運転者に対し、道路交通法103条1項8号を根拠に自動車等運転免許の停止処分が行われることがある